御園生榮一　御手洗昭典　宮崎　照一
宮崎　昌宣　宮下　澄夫　宮本　善平
三好　茂樹　向山　修　村上　俊鳳
村川　三吉　村田美智子　茂木　辰雄
望月　奎典　森川　辰夫　守田　鎮夫
役谷　一男　矢崎　操　安川　映徹
安田　登　矢野　徳男　矢能　一成
山内　建彦　山岸　達夫　山口　辰男
山口　義一　山倉　成昭　山崎　澄夫
山田　武典　山村　定吉　山村　義盛
山本　武男　山本　典幸　山本　廣行
山本　正治　湯川　多丸　余公　圭子
横澤　民泰　横田　和郎　吉澤　璋
吉田　和男　吉田　典生　吉原　行夫
若松　晴雄　脇川楢賀壽　渡部　昭夫
渡邊　章夫　渡邊　謹二　渡邊昭三郎
渡部　吉郎

瑞宝双光章を授ける（各通）

石栗　光雄　小笠原　薫　金子　安志
河野　碩也　熊谷　桂子　斉藤　昭三
西頭　久光　坂井　昭三　坂口　勇一
櫻田　敏光　佐々木米八　佐藤佐一郎
佐藤　肇　島田　外美　鈴木　昭七
高野伊左衛門　田中　利平　内藤　昇
中井喜代次　中村　慶子　永井　昭宏
松尾　登　水谷　守　渡部　光典

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十二月一日）

皇室事項

信任状捧呈式

十二月二十二日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在モロッコ国特命全権大使モハメッド・ラシャッド・ブフラルの信任状捧呈式を行われた。

十二月二十二日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在マラウイ国特命全権大使グレネンガー・キドニー・ムスリラ・バンダの信任状捧呈式を行われた。

認証官任命式

十二月二十一日午前十一時十五分、宮中において、特命全権大使中嶋敏、高見澤將林及び山口又宏の認証官任命式が行われた。

官庁報告

法　　務

公証人任免

静岡地方法務局所属公証人清水篤は願により公証人を免ぜられた。

藤原俊二は公証人に任命され、静岡地方法務局所属公証人清水篤の後任を命ぜられた。（以上十二月十七日）

東京法務局所属公証人仲田章は願により公証人を免ぜられた。（十二月十九日）（法務省）

公　　告

諸　事　項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成28年12月15日から４か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 28 年 12 月 27 日

東京法務局長　佐藤　主税

記

氏名　髙橋　　弘
所属する司法書士会　東京司法書士会
登録番号　東京第3601号
事務所の所在地　東京都豊島区巣鴨四丁目34番５号
違反行為　依頼事件放置等

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成28年12月16日から２週間の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成 28 年 12 月 27 日

東京法務局長　佐藤　主税

記

氏名　大石　和春
所属する土地家屋調査士会　東京土地家屋調査士会
登録番号　東京第6423号
事務所の所在地　東京都八王子市元横山町二丁目15番29号
違反行為　虚偽の調査、測量の禁止

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．供託者の商号　株式会社ウィン情報
2．住所　大阪市都島区網島町７－５
3．代表者の氏名　福　　満介
4．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
5．上記の者（登録番号近畿財務局長（金商）第232号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成29年６月27日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて近畿財務局理財部証券監督第二課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 28 年 12 月 27 日

近畿財務局長　美並　義人

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 12 月 27 日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉

1　処分をした年月日　平成28年12月７日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　内山　秀紀　一級建築士　第159417号
3　処分の内容　免許取消
4　処分の原因となった事実　福岡県及び長崎県内の建築物（18物件）について、有限会社ヒカリ設計一級建築士事務所（福岡県知事登録第１－10362号）（以下、「有限会社ヒカリ設計一級建築士事務所」という。）の業務に関し、上記18物件のうち長崎県内の１物件について、確認申請の代理者として、虚偽の確認済証を作成し、これを対外的に行使した。

さらに、虚偽の検査済証を作成し、これを対外的に行使した。

また、株式会社明日家ホーム一級建築士事務所（福岡県知事登録第１－60129号）の業務に関し、上記18物件のうち福岡県内の１物件について、確認申請の代理者として、虚偽の確認済証を作成し、これを対外的に行使した。

また、株式会社ファイブ一級建築士事務所（福岡県知事登録第１－61143号）（以下、「株式会社ファイブ一級建築士事務所」という。）の業務に関し、上記18物件のうち同県内の別の１物件について、確認申請の代理者として、虚偽の確認済証を作成し、これを対外的に行使した。

また、株式会社ファイブ一級建築士事務所の業務に関し、上記18物件のうち同県内の別の２物件（建築確認：平成28年６月（１物件））について、確認申請の代理者として、それぞれ確認済証の交付を受けずに工事が行われることを容認した。

また、有限会社ヒカリ設計一級建築士事務所の開設者として、同事務所の登録期間が満了したにもかかわらず、建築士法第23条第３項の規定に違反し、更新の登録を受けず他人の求めに応じ報酬を得て、上記18物件のうち福岡県及び長崎県内の別の13物件（建築確認：平成22年４月、同年７月、同年９月、同年10月、同年11月、平成23年４月、同年６月、同年８月、同年９月、平成24年２月（３物件）、同年５月）について、確認申請の代理、設計及び工事監理を業として行った。

上記の懲戒事由に該当する行為について、常習的に行うとともに、法違反の状態が長期にわたる事態を生じさせた。

なお、平成18年９月１日に、「一級建築士の懲戒処分の基準」における表１のランク６以上に相当する処分を受けたにもかかわらず、再度、同様の懲戒事由に該当する行為を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 12 月 27 日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉

1　処分をした年月日　平成28年12月７日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　久寿米木康宣　一級建築士　第210472号
3　処分の内容　平成29年４月１日から業務停止14日